

項目	主な実施内容
要配慮者への配慮	・避難行動要支援者名簿の作成など避難行動の支援や、福祉避難所の確保、避難生活における要配慮者に配慮した対応等

### 住民や企業の皆さんは次のような取り組みにご協力ください。

- 住民や企業の皆さんは、ご自身やご家族で、また、地域や町と協力して、災害に備え、発生した災害にできる限り対処してください。
- 大規模な災害が起こると、町の準備だけでは対応しきれないこともあり、住民や企業との協力が不可欠です。いざという時のために、ご自身や家庭、事業所で日常からの備えをお願いします。
- 災害が発生した時には、家族はもとより、地域の方々と協力して、初期消火をしたり、ご自宅周りの高齢者などにも声を掛け合って避難をしたり、避難所の運営に協力するなど、助け合いましょう。

### 住民や企業の皆さんに行っていただきたいこと(自助、共助)

項目	主な実施内容
ご自身や家族、事業所で準備すること (自助の備え)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、飲料水等の備蓄(最低3日分、できれば1週間分のローリングストック)</li> <li>・自宅や事業所の不燃化、耐震化、家具や什器の固定</li> <li>・避難先や避難路の確認(ハザードマップなどを活用)</li> <li>・避難時の集合場所や連絡方法の家族、従業員との話し合い</li> <li>・避難行動の妨げとなる正常性バイアス(※)等の理解の促進</li> <li>・自らの避難行動の理解促進やマイタイムライン(※)の作成</li> <li>・緊急地震速報やエリアメールの活用、町の「防災メール配信サービス」の登録</li> <li>・事業継続計画(事業所)の作成</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
地域の方と準備すること (共助の備え)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織や消防団への加入</li> <li>・地域の防災訓練・防災活動の実施や参加(消火器使用方法の習得、避難所運営、周囲の高齢者などの確認)</li> <li>・地区防災計画の作成など地域の方と準備すること</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

正常性バイアス(※) : 自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向

マイタイムライン(※) : 住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの

### 滑川町地域防災計画 概要版

編集 滑川町総務政策課  
〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田750-1  
電話 0493-56-2211(代表)  
FAX 0493-56-2448  
URL <https://www.town.namegawa.saitama.jp/>  
E-mail [na3411103@town.namegawa.lg.jp](mailto:na3411103@town.namegawa.lg.jp)



ターナちゃん

## 地域防災計画とは

- 地域防災計画は、町の防災対策に関する基本的なことを定める計画です。
- 地域防災計画は、甚大な被害が発生した昭和34(1959)年の伊勢湾台風を契機として制定された災害対策基本法(昭和36年法律第223号)で作成が義務付けられています。
- 地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、町長をはじめ、県の出先機関、公共機関(東日本電信電話、東京電力、東武鉄道など)、消防、警察、町の職員、住民の方などで組織する滑川町防災会議が策定しています。

## 計画の位置づけと構成

- 地域防災計画は、諸法令や、国が策定する防災基本計画や県の地域防災計画などと整合を図るとともに、町の最上位計画である第5次滑川町総合振興計画や滑川町国土強靱化地域計画に沿って、策定しています。

本編	
第1部 総則	計画の目的や位置づけ、地域特性、被害想定等の整理を行い、防災対策基本方針を明確にするとともに、防災関係機関の役割分担等についてまとめています。
第2部 災害予防計画	災害の発生を未然に防止するため、平素から実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画です。
第3部 風水害応急対策計画	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、発生を防御し、発生した場合は、被害をできる限り軽減し、また、応急対策を行う等被害の拡大を防止する計画です。
第4部 震災応急対策計画	
第5部 大規模事故応急対策計画	
第6部 複合災害対策計画	被害を受けた各施設の原形復旧に併せて再度の災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の被害に備える事業の対策についての計画です。
第7部 復旧復興対策計画	
第8部 広域応援計画	首都直下地震等による広域災害発生時における広域応援に備える計画です。
資料編	

## 地域防災計画を見直す理由

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災を契機として、災害対策基本法をはじめとする法律が大きく改正され、国の防災基本計画も大幅な見直しが行われました。また、大規模な被害が懸念される南海トラフ巨大地震に対する防災対策を進める「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」も策定されました。

その後も、相次ぐ土砂災害、大規模な台風、ゲリラ豪雨、竜巻、地震などの自然災害に対応して、各種関連法やガイドラインの見直しが行われています。国や地域の防災力を高めるための動きにあわせて、埼玉県でも地域防災計画の見直しが行われました。

町でも令和4年7月の豪雨などで被害を受けるなど地球温暖化等に伴う災害の甚大化や、高齢者等の要配慮者や新たに居住する方の増加など社会条件の変化に対応し、これまで改訂を重ねてきた計画をより実用的な内容に修正する必要があります。

### 今回(令和5年3月)の滑川町地域防災計画の見直し内容

■ 地域防災計画(平成28年3月策定)を見直し、より実用的な内容に修正しました。

事項	主な見直しの内容
全編及び総則	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町の現況の変化に伴い、最新の状況に更新・修正</li> <li>● 町、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の見直し</li> <li>● 町災害対策本部組織の編成及び事務分掌の見直し</li> <li>● 職員の配備体制の見直し</li> </ul>
避難情報・気象情報・避難等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害対策基本法等の一部改正及び「避難情報に関するガイドラインの改定」を踏まえた5段階の警戒レベルの運用</li> <li>● 河川の氾濫の場合及び土砂災害の場合の避難指示等の判断基準の修正</li> <li>● 避難指示等の発令対象区域の絞り込み</li> <li>● 安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難情報の意味の記載</li> <li>● 町外への一時滞在及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合の広域一時滞在の記載</li> <li>● 避難の長期化等を踏まえた旅館やホテル等への移動</li> <li>● 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援</li> <li>● 新型コロナウイルス感染症対策の記載</li> <li>● 洪水浸水想定区域に指定されていない中小河川対策</li> </ul>
その他、防災基本計画・県計画等の修正を踏まえた見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請</li> <li>● 災害廃棄物の発生量等に応じて仮置場を開設するなどの災害廃棄物の処理体制等の記載</li> </ul>

事項	主な見直しの内容
その他、防災基本計画・県計画等の修正を踏まえた見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災重点農業用ため池等の補強対策</li> <li>● 災害対応業務のデジタル化の推進</li> <li>● 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保</li> <li>● 正常性バイアス(※)等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進</li> <li>● 女性の視点を踏まえた防災対策の推進</li> <li>● 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画の追加</li> <li>● 首都直下地震など最悪事態(シビアコンディション)への対応の追加</li> <li>● 原子力緊急事態宣言発出時の対応</li> <li>● 大規模停電対策計画の追加</li> <li>● それぞれの被災者に適した生活支援制度を活用した生活再建の記載</li> </ul>

### 計画に基づいて町は次のようなことに取り組みます。

- 町は、防災施設や設備の整備に取り組むとともに、災害発生後の被害を抑えるために町の活動体制の整備を進めます。
- 住民や企業が災害時に円滑な活動をするための環境整備を進めることで、被害を出さない「防災」だけでなく、被害を極力抑える「減災」対策も進めます。

### 地域防災計画に基づいて町が行うこと(公助)

項目	主な実施内容
活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部など活動体制の強化</li> <li>・各種マニュアルの作成や町業務継続計画の策定</li> <li>・公共施設の防災機能充実</li> <li>・各種協定の締結の促進</li> <li>・防災関係機関等との連携や相互応援協力の充実</li> </ul>
災害危険箇所の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域や河川の浸水想定区域などハザードマップの周知</li> </ul>
避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所、避難場所の指定と周知</li> <li>・「屋内安全確保」、「緊急安全確保」等の住民等への周知</li> <li>・避難所運営体制の充実</li> <li>・感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練等の対策</li> </ul>
防災施設や設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害や、水害を防ぐ施設・設備や緊急輸送に必要な車両などの整備</li> <li>・公共施設等総合管理計画や公共施設長寿命化計画等に基づいた耐震化、長寿命化、強靱化対策</li> <li>・耐震性貯水槽や非常電源設備、非常用通信手段等の整備</li> </ul>
災害対策資機材の備蓄等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、飲料水及び生活必需品、防災資機材の備蓄、調達体制の整備</li> </ul>
住民等の防災活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の育成や訓練の支援</li> <li>・住民による地区防災計画策定への支援</li> </ul>